○農林水産省告示第百五十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項第一号の規定に基づき、同号の危険の程度の区分を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行し、平成十一年九月三十日農林水産省告示第千二百五十九号（漁船損害等補償法第百十三条の四第一号の危険の程度の区分を定める件）は、平成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

漁船についての次の各号に掲げる事項の組合せにより定まる区分

一　トン数区分

(一)　無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船

(二)　総トン数五トン以上二十トン未満の動力漁船

(三)　総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船

(四)　総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船

(五)　総トン数百トン以上二百トン未満の動力漁船

(六)　総トン数二百トン以上の動力漁船

二　漁船の主たる根拠地が属する区域

(一)　北海道古宇郡、岩内郡、寿都郡、磯谷郡及び島牧郡

(二)　北海道根室振興局及び釧路総合振興局の区域

(三)　北海道積丹郡、古平郡及び余市郡並びに小樽市及び石狩市

(四)　北海道宗谷総合振興局の区域（幌延町を除く。）

(五)　北海道留萌振興局の区域及び幌延町

(六)　北海道日高振興局、十勝総合振興局及び胆振総合振興局の区域並びに伊達市、室蘭市、登別市及び苫小牧市

(七)　北海道渡島総合振興局及び檜山振興局の区域

(八)　北海道オホーツク総合振興局の区域

(九)　青森県

(十)　岩手県

(十一)　宮城県

(十二)　秋田県

(十三)　山形県

(十四)　福島県

(十五)　茨城県

(十六)　千葉県

(十七)　東京都

(十八)　神奈川県

(十九)　新潟県

(二十)　富山県

(二十一)　石川県

(二十二)　福井県

(二十三)　静岡県

(二十四)　愛知県

(二十五)　三重県

(二十六)　京都府及び滋賀県

(二十七)　大阪府

(二十八)　兵庫県豊岡市及び美方郡

(二十九)　兵庫県瀬戸内海一円の区域

(三十)　和歌山県

(三十一)　鳥取県

(三十二)　島根県

(三十三)　岡山県

(三十四)　広島県

(三十五)　山口県

(三十六)　徳島県